

策 定 年 度 (策 定 年 月)	昭 和 4 9 年 度 (昭 和 5 0 年 3 月) 旧 松 山 町
	平 成 1 3 年 度 (平 成 1 3 年 1 2 月) 旧 酒 田 市
変 更 年 度 (変 更 年 月)	令 和 元 年 度 (令 和 元 年 1 2 月)
計 画 期 間	令 和 元 年 度 ~ 令 和 5 年 度

山形県酒田市

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(計画変更)

令和元年12月

山形県酒田市

目次

ページ

前文	1
第1 産業導入地区の区域	4
1 産業導入地区の名称	
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	
4 産業導入地区の地目別面積	
5 市町村の産業導入地区の現状	
6 産業導入未決定地の活用見込み	
7 地域開発、土地利用計画諸法との関係	
第2 導入すべき産業の業種及び規模	8
1 導入すべき業種	
2 選定理由	
3 導入すべき産業の規模	
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	11
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	12
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	
3 認定農業者等の育成	
4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向性	
第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	16
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	19
1 施設用地の整備	
2 道路、緑地等の施設整備	
3 定住等及び地域間交流の条件の整備	
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	20
1 労働力の需給の調整	
2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化	
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	21
第9 その他必要な事項	23
1 実施計画のフォローアップについて	
2 撤退時のルール等について	
別紙ー1 産業導入地区の所在、地番、面積等	25
2 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置	27
3 周辺における既存企業の立地状況	29
4 立地条件表	30
別図ー1 産業導入地区の位置を示す地図	
2 酒田都市計画図（平成29年3月）	
3 農業振興地域図（平成30年1月）	

（前文）

山形県酒田市は、山形県の北西部、庄内地方の北部に位置し、鳥海山、出羽三山に囲まれた庄内平野の要衝にあり、古くから北前船寄港地として栄えてきた湊町である。平成 17 年 11 月に酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併し酒田市となり、面積（602.19 km²）、人口ともに県内第 3 の都市となった。産業は、水稻を中心とした農業、重化学工業や電子部品、食品などの製造業、小売・卸売といった商業が盛んである。

市の中心を流れる最上川の河口に発達した酒田港は、国際定期コンテナ航路を有する県内唯一の重要港湾である。平成 22 年に重点港湾、平成 23 年に日本海側拠点港（リサイクル貨物）の選定を受け、全世界への物流の窓口として重要な役割を果たしている。近年、港湾機能の整備や周辺企業の設備投資が進み、国際定期コンテナ取扱貨物量は平成 26 年から 29 年まで 4 年連続で過去最高を更新し、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。平成 29 年 4 月には岸壁付帯施設の改良工事により、東北地方で初めて 16 万トン級の大型クルーズ船の受入が可能となり、同年 8 月には外国クルーズ船が初寄港した。取扱貨物量の増加と観光誘客を図るため、市、山形県、国、地元企業等で組織された“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会が中心となり、国内外の企業に対して積極的なポートセールスを展開するとともに、外国クルーズ船等の誘致、受入に取り組んでいる。

高速道路に関しては、日本海東北自動車道が酒田みなとインターチェンジまで供用され、山形自動車道（一部区間は月山道路）、東北自動車道を介して仙台圏、首都圏とつながっている。近年は秋田県、新潟県方面への整備も進行しており、着実に利便性が向上している。また、国道網においては、本市の南北を縦断する国道 7 号により秋田県、新潟県と結ばれ、東西に横断する国道 47 号で新庄市を經由し、宮城県と結ばれている。さらに、国道 47 号のバイパスである新庄酒田道路は、地域高規格道路の計画路線に指定され、一部区間は既に供用を開始し、今後の経済効果が大きいと期待されている。

鉄道は、平成 11 年に山形新幹線が新庄駅まで延伸し、平成 30 年 4 月からは新潟駅における上越新幹線と羽越本線の特急いなほが同一ホームとなり、利便性はさらに高まっている。

空路については、平成 3 年に庄内空港が開港し、平成 30 年 8 月には搭乗者数 1 千万人を達成した。平成 31 年 3 月現在、羽田便が 1 日 4 便就航し、日帰りの東京滞在時間は最大 12 時間となっている。平均搭乗率は、平成 29 年が 66.5%、平成 30 年が 72.7%と比較的高い水準を維持し、時間帯によっては満席となることもあることから、更なる利用促進のため、増便や運行機材の大型化を要望している。

このように、本市は陸海空の交通インフラがすべて揃っていることが近隣都市にはない特徴となっており、地域一丸となって地域経済の活性化に取り組んでいる。

広大で肥沃な水田地帯を有する本市において、農業は重要な基幹産業となっている。平成 27 年国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）において就業人口 52,964 人のうち、農業就業者は 4,411 人（8.3%）である。農業生産力の向上と農用地の効率的な利用を図る

ため、農業経営基盤強化促進基本構想等に基づき、近年は大規模経営化と農地の利用集積が進んでいる。

担い手の農地利用集積状況調査によると、平成 29 年度末において、認定農業者等の担い手への農地の集積は、市全体の農地面積 12,100ha のうち約 8,840ha（約 73.1%）となり、農地のほとんどを担い手が担っている。近年、農業経営の法人化が進み、法人経営体への農地集積が進んでいることが主な要因となっており、雇用就農者の育成や経営の円滑な継承が今後の課題となってくる。また、農業生産条件に恵まれない地域においては、安定した農業所得を確保するため、多くの農家で兼業化している。全体的な担い手の減少に伴い、兼業農家数は年々減少しているとはいえ 1,331 戸（平成 27 年度農林業センサス）となっており、消費者ニーズの多様化、激化する産地間競争、経済のグローバル化や環太平洋パートナーシップ等を巡る輸入農産物の動向、平成 30 年の米政策の大幅な見直しなど、昨今の農業・農村を取り巻く課題に対応していく必要がある。

平成 27 年国勢調査における本市の人口は 106,244 人で、平成 17 年の合併時の 117,577 人と比較すると、10 年間で 11,333 人減少している。全国的にも少子高齢化が急激に進む中、地域農業の衰退に歯止めをかけ、安定した農村社会を維持していくためには、若年層を中心として定住人口を増加させる必要がある。そのためには、物心両面での定住環境整備をより一層推進するとともに、新規高校卒業者、地域外の大学等就学者、U I J ターン希望者にとって魅力ある多様な就業機会の創出が不可欠である。

雇用の受け皿となる大規模な量産型の生産施設の立地とともに、今後はソフトウェア関連を含む情報関連産業、福祉や環境関連の産業、管理・販売などの本社機能、研究開発拠点といった多様な求職者ニーズに応えられるような企業の立地が必要となる。

本市の農村地域工業等導入実施計画は、合併前の旧松山町で昭和 50 年 3 月に策定した松山工業団地と、旧酒田市で平成 13 年 12 月に策定した酒田京田西工業団地（拡張部分）の 2 計画がある。

平成 6 年 4 月に分譲を開始した松山工業団地には現在 7 社が立地し、平成 27 年 1 月に全区画の分譲が完了した。よって本計画変更をもって旧計画を廃止することとし、以降は一般工業団地として運用する。

酒田京田西工業団地（拡張部分）は、平成 17 年 10 月に第 1 期工区、平成 25 年 5 月に第 2 期工区に分譲をそれぞれ開始しており、近年、順調に分譲が進んだことから、未分譲地は 13 区画（約 5.5ha）となった。令和元年 6 月末現在 13 社が立地（うち土地リース 1 社）し、地域の雇用機会の確保及び若年者の地元定着に大きく寄与しており、今後更なる企業の立地が期待されている。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、農村地域産業導入実施計画を変更し、産業の導入に関する実施計画を定め、不安定な兼業に従事している農業従事者や、若年者にとって魅力ある就業機会を確保するとともに、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積を促進し、農業と産業との均衡あ

る発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和元年12月から5か年間とし、令和5年度までに産業の導入の目標を達成する。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地名	合併前の旧市町村名	備考
(策定時名称なし)	松山工業団地	松山町	完了、取消し
酒田工業等導入地区	酒田京田西工業団地（拡張分）	酒田市	継続

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

(変更前) 酒田工業等導入地区 新工業団地

所在 山形県酒田市広野字奥井 33 番地の 1 外 200 筆
面積 237,688 m²

(変更後) 酒田工業等導入地区 酒田京田西工業団地（拡張分）

所在 山形県酒田市京田四丁目 1 番 1 外 90 筆
面積 227,252 m²

(うち令和元年 6 月末現在における認定地域再生計画の
遊休工場用地等 6,776 m²)

地番表明細は別紙-1 のとおり。位置は別図-1 のとおり。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

【酒田産業導入地区】

平成 13 年度の当初計画策定時において、交通条件、既存工業団地の立地企業との連携とともに、特に周辺農業に与える影響が少ない地区を選定した。

その結果、15 の候補地区のうち、農業利用との調整や企業ニーズからみて最も評価が高かったのが、現在の京田四丁目（旧名称：酒田インター佐渡尻地区）である。

なお、当時の選定理由は次のとおりである。

- ①日本海東北自動車道酒田インターチェンジに隣接し、交通条件に優れること
- ②市街地に比較的近いこと
- ③京田二丁目の酒田京田西工業団地（平成 5 年分譲開始、平成 13 年分譲完了）にも隣接しており、立地条件に優れ、周辺の土地利用との調和が容易であること
- ④農工団地としての必要面積との乖離が少ないこと
- ⑤敷地が整形であり、レイアウトの自由度が高いこと
- ⑥農業投資が行われている割合が低く、周辺農業へ与える影響が少ないこと

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等			宅地その他			合計	
	田	畑	計	宅地	うち施設 用地等	その他		計
		普通畑						
酒田	186,919	15,836	202,755			34,933	34,933	237,688
				184,194 (6,776)	184,082 (6,776)	43,058	227,252 (6,776)	227,252 (6,776)

(注) 上段は前回までの実施計画上の面積、下段は今回の実施計画上の変更の面積。() 書きは、認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に係る面積。

5 市町村の産業導入地区の現状 (変更の場合のみ記入)

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入 地区面積	導入産業 操業面積	導入産業 未操業 面積※1	産業導入 未決定 面積	造成済			産業導入 不可面積 ※2
						面積	未造成 面積	荒廃 農地	
令和元年 (現状)	酒田	227,252	96,406	32,757	55,140	55,140			42,949

※1 実施計画に位置付けられているが操業に至っていないもの
分譲済みだが工場等が竣工前のものも含まれる。

※2 実施計画に位置付けられていない施設が立地済、実施計画策定後、災害や他の土地利用規制制度の見直しに伴い、施設の立地が不可能となったもの
実施計画に位置付けられていない施設とは公的施設などであり、道路、用悪水路、調整池など、団地機能を維持していくための土地もここに含まれる。

6 産業導入未決定地の活用見込み (変更の場合のみ記入)

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入 未決定面積	産業導入 予定面積	産業導入地区から除外面積		未定
				農地利用	その他	
令和5年	酒田	55,140	49,699			5,441

【未定の理由及び今後の対応方針】

産業導入予定面積には、令和元年6月末時点において分譲予約に相当する「工業団地分譲仮申込書」を受理した案件のみを記載した。未定に算入した区画についても、相談や問い合わせをもらっている案件はあるが具体的な動きはないため、引き続き当該企業の誘致を図るとともに、新たな立地希望企業の掘り起こしに注力する。

7 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定（該当するものの全てに○印をつける。以下(2)及び(3)において同じ。）

【酒田産業導入地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	6. 農振地域	7. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【酒田産業導入地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	2	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

【酒田産業導入地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区 域外	都市計画無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途 地域外	用途地域	用途 地域外		
①	2	3	4	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他 ()	未指定
1	2	3	④	5	6	7

(4) その他

【酒田産業導入地区】

① 都市計画区域、市街化区域及市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域：昭和17年12月26日指定（旧酒田市）
- ・用途地域：平成16年5月14日指定（旧酒田市）
- ・都市計画区域面積：22.7ha、用途地域面積：22.7ha
- ・範囲：別図－2のとおり

- ② 農地転用に関する調整の結果の状況
 - ・既に酒田京田西工業団地を整備済み（平成 14 年 9 月 3 日許可）

- ③ 農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日
 - ・農業振興地域指定年月日：平成 17 年 11 月 1 日
 - ・農業振興地域整備計画設定年月日：平成 31 年 3 月 20 日（直近の変更認定）
 - ・農業振興地域面積：28,238ha、農用地区域面積：13,015ha
 - ・範囲：別図－3 のとおり

- ④ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置
別紙－2 のとおり

- ⑤ 周辺における既存企業の立地状況
別紙－3 のとおり

- ⑥ 立地条件表
別紙－4 のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和5年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種（日本標準産業分類(平成25年10月改定)による）

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
酒田	E 製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業 092 水産食料品製造業
		13 家具・装備品製造業	131 家具製造業
		15 印刷・同関連業	151 印刷業
		24 金属製品製造業	242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 244 建設用・建築用金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	282 電子部品製造業
		29 電気機械器具製造業	291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
	G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業 (認定地域再生計画)
	H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業 442 特定貨物自動車運送業
		47 倉庫業	471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く） 472 冷蔵倉庫業
I 卸売業、小売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	532 化学製品卸売業	
		54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業 542 自動車卸売業 543 電気機械器具卸売業
	R サービス業（他に分類されないもの）	89 自動車整備業	891 自動車整備業
		92 その他の事業サービス業	9294 コールセンター業 (認定地域再生計画)

2 選定理由

業種の選定に当たっては、農村地域の住民が地域で住み続けることができるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出する必要がある。そのため、多くの常用雇用が期待できる業種の中において、地域農業その他既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種、又は生産性や業界成長性が高く、将来における雇用構造の高度化、多様化が見込まれる業種について、本市重要施策との整合性を図った上で選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家及び高齢農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

団地に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

立地済み企業との関連や産業導入地区に関して問い合わせを寄せた企業に対し、事業の実現性等について協議を行った結果、事業の実現見通しが立っており合意を得ることができたため、ニーズが存すると判断した。各業種に対しての選定理由と農業との影響については以下に記載する。

- ① 食料品製造業、家具・装備品製造業については、地域産農産物、地域産木材の利用拡大、商品価値の増大等、本市の基盤産業である農林水産業と密接な繋がりがあり、本市総合計画に掲げる夢があり儲かる農業の推進に多大な貢献が見込まれる。立地済企業及び立地予定企業の製造工程や事業活動の状況から環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用の増加が見込まれる。また、立地済企業を含めた企業が農家世帯員の安定就職先として雇用を創出することにより、中小規模の農業者に対する安定した農外収入の確保が可能となり、経営規模の拡大を志向する担い手農業者への農地の利用集積が円滑に進み、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ② 印刷・同関連業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業については、近隣に主取引先があることもあり、地域が一体となった工業の振興が期待される。立地済企業及び立地予定企業の製造工程や事業活動の状況から環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、立地済企業を含めた企業が農家世帯員の安定就職先として雇用を創出することにより、中小規模の農業者に対する安定した農外収入の確保が可能となり、経営規模の拡大を志向する担い手農業者への農地の利用集積が円滑に進み、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業については、近接企業との取引拡大が見込まれており、地域が一体となった工業の振興が期待される。立地済企業及び立地予定企業の製造工程や事業活動の状況から環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、立地済企業を含めた企業が農家世帯員の安定就職先として雇用を創出することにより、中小規模の農業者に対する安定した農外収入の確保が可能となり、経営規模の拡大を志向する担い手農業者への農地の利用集積が円滑に進み、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ④ 情報サービス業、その他の事業サービス業については、企業の経営リソースの外部化に対応する支援型サービス業として年々市場規模が拡大しており、ものづくり産業と一体となった経済の振興が期待される。立地済企業及び立地予定企業の事業活動の状況から環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、立地済企業を含めた企業が農家世帯員の安定就職先として雇用を創出することにより、中小規模の農業者に対する安定した農外収入の確保が可能となり、経営規模の拡大を志向する担い手農業者への農地の利用集積が円滑に進み、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。
- ⑤ 道路貨物運送業、倉庫業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、自動車整備業については、港湾、道路等交通網の整備が進み、物流需用の高まりにより、ものづくり産業と一体となった経済の振興が期待される。立地済企業及び立地予定企業の事業活動の状況から環境への影響が軽微であり、農業従事者の雇用増加も見込まれる。また、立地済企業を含めた企業が農家世帯員の安定就職先として雇用を創出することにより、中小規模の農業者に対する安定した農外収入の確保が可能となり、経営規模の拡大を志向する担い手農業者への農地の利用集積が円滑に進み、従業員の定住化によって地域の活性化も見込まれる。

3 導入すべき産業の規模

地区名	業種の	事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模
			施設用地の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
酒田	製造業	所数 4 (1)	m ² 49,666 (4,222)	m ² 33 (0)	m ² 49,699 (4,222)	人 23 (10)	人 92 (2)	人 115 (12)	年間出荷額等 3,518 百万
	情報通信業	0							
	郵便業、運輸業、	0							
	卸売業、小売業	2 (1)	5,426 (2,556)	15 (15)	5,441 (2,571)	14 (4)	5 (1)	19 (5)	年間販売額 1,122 百万
	サービス業	0							
	計	6 (2)	55,092 (6,778)	48 (15)	55,140 (6,793)	37 (14)	97 (3)	134 (17)	

(注) () 書きは、認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に係る内容

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和5年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
			男	女	男女計	男	女	男女計
酒田	製造業	所数 4 (1)	人 1 (1)	人 6 (0)	人 7 (1)	% 4.3 (10.0)	% 6.5 (0.0)	% 6.1 (8.3)
	情報通信業	0						
	運輸業、郵便業	0						
	卸売業、小売業	2 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	14.3 (25.0)	0.0 (0.0)	10.5 (20.0)
	サービス業	0						
	計	6 (2)	3 (2)	6 (0)	9 (2)	8.1 (14.3)	6.2 (0.0)	6.7 (11.8)

(注) () 書きは、認定地域再生計画に記載された遊休工場用地等に係る内容

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和5年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家人口	農業従事者		
		農業就業人口	基幹的農業従事者	
平成27年度 (現状)	人 7,396	人 4,983	人 3,130	人 2,727
令和5年度 (見込み)	6,000	4,300	2,920	2,600

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「認定農業者等」という。）の現状・見込み

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
平成29年度 (現状)	経営体 1,079	経営体 9	集落営農 0
令和5年度 (見込み)	1,050	20	0

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

単位：h a

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率 (%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計 ②	
現状	12,100	3,447	5,263	130	8,840	73.1
目標	12,100	3,450	6,100	130	9,680	80.0

(2) 認定農業者等の営農類型、経営規模

営農類型 (作目・部門名)	認定農業者等の数 (単位：経営体)		経営規模 (単位：h a、頭)	
	平成 29 年度 現状	令和 5 年度 見込み	平成 29 年度 現状	令和 5 年度 見込み
稲作単一	336	330	12.8	13.6
肉用牛単一	11	11	76 頭	85 頭
稲作＋豆類	18	18	6.4	7.8
稲作＋露地野菜	156	150	4.9	6.4
稲作＋施設野菜	41	41	6.2	7.4
稲作＋果樹	21	21	6.4	7.4
稲作＋花き、花木	17	17	10.2	10.2
稲作＋その他	43	43	6.6	8.3
露地野菜＋その他	19	19	4.2	4.2
施設野菜＋その他	16	16	3.1	3.1
複合経営	326	309	5.8	6.2
その他	75	75	6.3	6.7
計	1,079	1,050	8.0	8.7

(注)「その他」は「施設野菜単一」など 10 経営体未満の 18 営農類型の合計。

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

農業従事者が減少傾向にある中、技術・経営に優れた意欲ある担い手を確保・育成することは、優良農地を確保する上からも極めて重要である。

農業を担うべき者の確保及び育成のため、本市においては、これまで農協と地域が一体となってカントリーエレベーターやコンバイン、無人ヘリコプターの導入及び新規就農者や女性農業者の支援事業により担い手の育成を進めてきた。また、女性グループや高齢者の農業経営への参画を促す農産物加工・直販施設等の整備支援を推進してきた。

今後とも、県や農協等、関係機関と連携し、生産技術や営農改善等の助言、研修会の開催などソフト面からの支援や施設整備等に対するハード面からの支援を推進する。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向性

本市農業については、農業従事者の高齢化の進行とともに、農家戸数、基幹的農業従事者数が年々減少しており、少子化や兼業化と相まって、就業構造の弱体化が進んでいる。

地域においては、これまでの米・大豆に園芸等を含めた複合経営や、経営の効率化、生産物の高付加価値化など利益の出せる農業へ真剣に取り組む意欲のある農業法人、認定農業者に対して支援を行っていく。

また、新規就農者においては、経営感覚の習得と技術力のスキルアップを目的とした様々な研修支援制度を創設し、次世代の担い手育成とその地域定着を図るための施策を実施している。

農業の担い手としての法人と認定農業者は車の両輪であり、その支援策、特に農用地の利用集積について、担い手への効率的な集積を促進する。その目標を達成するため、市、農業委員会、農協等関係団体が連携を図りながら、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業などの実施により担い手への農地集積・集約化を促進し、受け手支援策を充実させるとともに、将来を担う新規就農者に対して、現行の農業次世代人材投資事業に加え、農地斡旋の推進と育成環境の向上が必要である。こうした支援を今以上に強化していく。

①担い手への支援の充実と経営改善支援活動の推進

農業経営の発展を目指す農業者に対して、農用地の利用集積を促進する各種事業、制度資金等の優先的支援や、生産技術・経営能力向上への支援を強化する。また、農業経営改善支援センターを中心とした支援活動を一層強化することにより、農業経営改善計画の実現に向けて支援する。

②法人経営体の育成

農業の法人化は、農業経営の効率化と安定化を図る上で、有効であることに加え、最近では新規就農者を育成する場としても期待されていることから、農業経営改善支援センター並びに各種指導機関が実施する経営管理能力向上のための取り組みを強化しながら、農業法人への円滑な移行を促進する。

③新規就農者の育成と総合的支援

農業後継者はもとより農外からの新規参入者の就農についても力を入れて、新規就農者の確保・育成を図る。

具体的には、関係機関・団体と連携しながら、就農に関する各種情報の提供や相談活動、就農のための技術習得、初期投資の負担軽減など、就農の受け皿の充実を図り、総合的な施策を実施する。

④多様な担い手の確保

人・農地プランで位置づけられた中心となる経営体についても地域農業の担い手として、技術的支援や施設整備のための支援を行う。また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、地域の農業に率先的に携わっている女性農業者や6次産業化への取組者も増加しており、今後とも、積極的な取組に対し支援を継続していく。

⑤女性農業者の経営等への参画

女性農業者は産直、食品加工、グリーン・ツーリズム等地域活動で重要な役割

を果たしており、引き続き、農業生産技術や経営管理、農産物及び加工品の販売等の起業活動に関する能力開発・向上等を積極的に支援し、女性農業者の育成を図る。

⑥高年齢者の参画

農業従事者の高齢化が進む中で、高齢者が地域の活性化の推進役として、生産活動や地域社会に参画しながら、長年培ってきた技術や能力を十分発揮できる環境づくりを行う。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

法の改正前に、策定段階において産業用地と農用地等との利用調整について検討を経ている。具体的な企業導入の実施段階においても、関係課間で十分に調整協議するものとし、周辺の農用地等が保全されつつ産業の導入が計画に即して円滑かつ適正に行われるように十分に配慮する。

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

過去に行政主体で造成された工業団地は下記のとおりであるが、酒田臨海工業団地と酒田京田西工業団地（拡張分）以外は分譲完了済みで、遊休地はない。未分譲地が残る当該2団地については、今後とも工業団地として運用し、分譲完了まで企業立地を推進する。

【酒田市内の工業団地】（ ）内は、事業主体と分譲開始年

- ・酒田臨海工業団地（山形県、昭和49年）
- ・平田軽工業団地（旧平田町、昭和56年）
- ・酒田川南工業団地（酒田市土地開発公社・旧酒田市、昭和60年）
- ・酒田四ツ興野工業団地（酒田市土地開発公社、平成元年）
- ・新堀工業団地（酒田市土地開発公社、平成4年）
- ・酒田京田西工業団地（酒田市土地開発公社、平成5年）
- ・松山工業団地（旧松山町、平成6年）
- ・酒田京田西工業団地（拡張分）
 - 第1期造成分区画（酒田市土地開発公社、平成17年）
 - 第2期造成分区画（酒田市土地開発公社、平成25年）

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

今後新たに整備を予定しているものはない。

平成13年度に酒田京田西工業団地（拡張分）を選定した経緯の概略は次のとおりである。

酒田市内には、都市計画法による用途地域として、工業専用地域（559ha）、工業地域（188ha）、準工業地域（153ha）が設定されている。

しかし、酒田臨海工業団地などの一部を除いて、これらの地域内には既に工場が立地するか、あるいは用地分譲済みであり、農工団地として整備可能なまとまった用地の確保は困難である。

臨海工業団地については、分譲可能な面積としては山形県が所有する約24haのほか、住軽跡地を所有する住友金属㈱の約100haがある。この団地については、環日

本海時代に対応した海上輸送利用型の基地として期待しているほか、港湾を利用した環境リサイクル型及び電力自由化に伴う新エネルギー型の企業誘致などを考えており、今回の計画は内陸型の工業団地であり、臨海工業団地との機能分担を考えている。

都市計画法による市街化区域以外の地域は、山間部および離島のごく一部を除いてすべて農業振興地域に指定されている。

このうち農用地区域以外のいわゆる「白地」は集落区域および保安林指定地に介在する状況である。集落区域は宅地として既に利用されており、農工団地として整備可能な、まとまった用地の確保は困難である。

以上より、農用地区域内の用地について検討せざるを得ないが、次のような条件により候補地区を抽出することとする。

農業利用との調整

- ① 農業の振興施策との調和を極力確保すること。
- ② 農地利用等周辺農業への影響ができるだけ少ないこと。
- ③ 農業の集団性が極力保たれ、農業利用への支障が軽微であること。
- ④ 農業投資ができるだけ少ないこと。

都市計画との調整および企業ニーズへの対応

- ① 主として都市計画法における市街化区域に連坦する地域
- ② 幹線道路である国道7号、国道112号等に隣接または短距離で接続可能な地域
- ③ 山形自動車道の酒田インターチェンジ、庄内空港インターチェンジ、酒田みなとインターチェンジ、庄内空港等の周辺地域

この結果、15地区を候補地区として抽出した。

15地区の比較検討の結果、酒田インターチェンジに隣接し交通条件に優れること、酒田京田西工業団地の隣接地であり周辺の土地利用との調和が容易であること、市街地に比較的近いこと、敷地が整形でレイアウトの自由度が高いこと、農業投資が行われている割合が低く、周辺農業へ与える影響が少ないことなどが高い評価につながり、酒田インター佐渡尻地区を選定した。

(産業導入地区にかかる農業生産基盤整備事業等の実施状況)

区分	事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 ha	事業費 千円	事業年度	備考
農業生産基盤整備事業	広野地区県営ほ場整備事業	区画整理 810ha 暗渠排水 540ha	山形県	762	4,581,000	S50～S62	
	赤川地区国営農業水利事業	頭首工 1カ所 用水路工 52,794m 揚水機場 1カ所	国	12,770	9,216,928	S39～S49	
	赤川地区県営かんがい排水事業	用水路工 78,480m 排水路工 32,158m 揚水機場 3カ所	山形県	9,560	9,319,843	S42～H1	
	酒田川南地区農村総合整備モデル事業	排水路工 2,842m	酒田市	69	75,800	S60～S63	
	広野地区水田営農活性化排水対策特別事業	排水路工 4,243m	山形県	266	199,000	H3～H7	
近代化施設整備事業	農業農村活性化農業構造改善事業	穀類乾燥調製貯蔵施設 一式	酒田農協	400	882,198	H5	

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備

酒田京田西工業団地において、今後新たに整備を予定しているものはない。

2 道路、緑地等の施設整備

酒田京田西工業団地内において、今後新たに整備を予定しているものはないが、国道7号から同団地内に接続する市道「京田西工業団地8号線」と、県道38号「主要地方道酒田鶴岡線」とを結ぶ道路として、市道「錦町坂野辺新田線」の延長及び既存路線の拡幅工事を実施している。事業主体は本市で、令和2年度の完成を目標としている。

3 定住等及び地域間交流の条件の整備

酒田駅前地区第一種市街地再開発事業として、学び、交流、情報、子育てを基本方針に、分譲マンション、ホテル、ライブラリーセンター、観光情報センター、レストラン等が一体となった複合施設「酒田コミュニケーションポート」を酒田駅前に整備する。事業主体は光の湊株式会社で、令和2年度の完成を予定している。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

計画期間中に導入される産業からの雇用需要は721人程度と見込まれ、このうち、農業従事者等農家世帯員から51人程度の雇用需要が見込まれる。

地域内において農業構造の改善を図るための事業を促進するとともに、農業に必要な労働力確保に十分配慮の上、農業従事者が円滑に就業できるよう指導援助する。関係行政機関、農業協同組合、農業委員会、公共職業安定所、進出企業等と緊密な連携を図り、農業及び既存企業等の労働力の調整には特に配慮する。

若年層の雇用については、地域の各学校や酒田公共職業安定所等の関係機関と連携することにより、地域内就職を促進する。また、進出企業の労働力の確保にあたっては、酒田地区雇用対策協議会を中心に特に地元企業との雇用調整に配慮するよう指導する。

中高年齢者の雇用については、能力開発に係る制度等の活用によって特別の社内訓練を実施するほか、職業能力開発施設等を活用して能力の再開発を行い、雇用の拡大を図るよう努める。

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

農業地域に導入される産業に地元農業従事者、特に中高年齢者が円滑に就業できるようにするため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発等の推進を行う。

また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、導入企業への雇用管理の改善や求人、求職条件での指導及び援助を行っていく。

さらに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、新規学卒者をはじめとする若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

区分	事業種目	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備考
土地改良 総合 整備	西郷北部地区経営体育成基盤整備事業	区画整理 A=303.0ha	山形県	303.0	6,728,000	H21～H30	23
	広野地区農業水利施設保全合理化事業	区画整理 A=750.0ha	山形県	750.0	8,892,000	H24～H34	24
	八幡地区水田畑地化基盤強化対策事業	地下かんがい施設 A=33.9ha 客土 A=10.2ha 土壌改良 A=33.0ha	山形県	33.9	123,000	H26～H29	107
	日向川地区地域用水環境整備事業	小水力発電施設 N=1カ所	山形県	5,130.0	510	H26～H29	26
	坂野辺地区農地整備事業（経営体育成型）	区画整理 A=66.0ha	山形県	66.0	611,000	H26～H31	27
	酒田地区水田畑地化基盤強化対策事業	地下かんがい施設 A=115.0ha	山形県	115.0	525,000	H27～H31	28
	農道橋りょう延命化事業	橋りょう補修 N=1橋	酒田市	50.0	61,434	H28～H29	29
用排水 改良	最上川下流沿岸地区国営かんがい排水事業	頭首工 N=2カ所 用水路工 L=31,700m 揚水機場 N=2カ所	国	12,580.0	15,200,000	H13～H26	48
	赤川二期地区国営かんがい排水事業	頭首工 N=1カ所 用水路工 L=48,400m 水管理システム 1式	国	10,054.0	14,900,000	H22～H30	49
	庄内砂丘地区農村地域防災減災事業	排水路工 L=25,229.1m 排水機場 N=5カ所	山形県	173.0	1,479,000	H25～H31	51
	京田川地区農村地域防災減災事業	排水機場 N=5カ所	山形県	1,757.1	1,042,000	H26～H33	52
	農地耕作条件改善事業	排水路工 L=660.0m パイプライン工 1式	日向川 土地改良区	5,591.0	25,000	H28～H29	53
	県営かんがい排水事業	幹線水路改修 L=1,740m	山形県	407.0	425,800	H28～H33	54
	国営かんがい排水事業（最上川下流左岸地区）	排水機場 N=6カ所 排水路工 13路線 排水管理施設 1式	国	6,510.0	16,100,000	H29～H37	55

区分	事業種目	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備考
集落排水	浜中地区農業集落排水事業	集落排水施設 処理有 1処理区 管路 L = 14,000m	酒田市	88.7	1,446,000	H21～H25	85
	上野曾根・刈穂城輪地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 12,000m	酒田市	65.8	317,000	H25～H28	87
	関地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 7,900m	酒田市	38.7	202,000	H28～H31	88
	中平田地区農業集落排水機能強化対策事業	マンホール改修 N=1式	酒田市	63.5	30,000	H29～H30	89
	本楯地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 8,200m	酒田市	55.7	388,000	H36～H38	90
	漆曾根地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 7,600m	酒田市	52.3	251,000	H38～H40	91
	八幡南部地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 10,200m	酒田市	53.8	223,000	H25～H27	147
	升田地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 3,300m	酒田市	19.6	136,000	H27～H29	148
	青沢地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 1,800m	酒田市	9.3	96,700	H32～H34	149
	松山南部地区農業集落排水機能強化対策	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 5,200m	酒田市	32.0	225,000	H24～H26	215
	成興野地区農業集落排水機能強化対策	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 2,100m	酒田市	10.2	63,000	H28～H30	216
	備畑地区農地整備事業 (経営体育成型)	区画整理 A = 28.0ha	山形県	28.0	486,000	H27～H31	238
	本溝地区農村地域防災減災事業	用水路工 L = 1,109m 放水工 L = 126m	山形県	21.1	250,000	H28～H34	251
	本宮備畑地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 7,300m	酒田市	36.0	192,000	H27～H30	283
	元田沢農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 3,000m	酒田市	20.0	159,000	H33～H35	284
飛鳥砂越・郡鏡地区農業集落排水機能強化対策事業	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L = 24,200m	酒田市	205.6	287,000	H26～H29	285	

第9 その他必要な事項

1 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

酒田産業導入地区における導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール等について、定期的に確認する。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

2 撤退時のルール等について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、市と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、指定期間の条項を設け、万一契約の達成が困難な場合には、速やかに市と協議を行うものとする。さらに、違約があった場合に備え、違約金の条項を設ける。

立地企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

(参考資料)

- 別紙－ 1 産業導入地区の所在、地番、面積等
 - 2 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置図
 - 3 周辺における既存企業の立地状況
 - 4 立地条件表
- 別図－ 1 産業導入地区の位置を示す地図
 - 2 酒田都市計画図（平成 29 年 3 月）
 - 3 農業振興地域図（平成 30 年 1 月）

別紙－１ 産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	団地名	No.	所 在				地 目		面 積 (㎡)	備 考
			市町村	大 字	字	地 番	公 簿	現 況		
酒田工業等導入地区	酒田京田西工業団地	1	酒田市	京田	四丁目	1	宅地	雑種地	111.85	緑地
		2	酒田市	京田	四丁目	1-1	宅地	宅地	38,196.75	分譲済(貸付)
		3	酒田市	京田	四丁目	1-2	宅地	宅地	2,951.60	分譲済(貸付)
		4	酒田市	京田	四丁目	1-3	宅地	宅地	3,400.88	分譲済(貸付)
		5	酒田市	京田	四丁目	1-4	宅地	宅地	3,600.65	分譲済(貸付)
		6	酒田市	京田	四丁目	1-5	宅地	宅地	5,762.51	分譲済(貸付)
		7	酒田市	京田	四丁目	1-6	宅地	宅地	2,111.81	分譲済(貸付)
		8	酒田市	京田	四丁目	1-7	宅地	宅地	2,020.03	分譲済(貸付)
		9	酒田市	京田	四丁目	1-8	宅地	宅地	1,950.04	分譲済(貸付)
		10	酒田市	京田	四丁目	1-9	宅地	宅地	975.15	分譲済(貸付)
		11	酒田市	京田	四丁目	1-10	宅地	宅地	1,950.43	分譲済
		12	酒田市	京田	四丁目	1-11	宅地	宅地	1,950.18	分譲済
		13	酒田市	京田	四丁目	1-12	宅地	宅地	1,917.40	分譲済
		14	酒田市	京田	四丁目	1-13	宅地	宅地	4,000.43	分譲済
		15	酒田市	京田	四丁目	1-14	宅地	宅地	4,338.97	分譲済
		16	酒田市	京田	四丁目	1-15	宅地	宅地	2,870.32	
		17	酒田市	京田	四丁目	1-16	公園	公園	3,105.00	
		18	酒田市	京田	四丁目	1-17	雑種地	雑種地	4,226.00	調整池
		19	酒田市	京田	四丁目	1-18	公衆用道路	公衆用道路	2,790.00	
		20	酒田市	京田	四丁目	1-19	公衆用道路	公衆用道路	8,135.00	
		21	酒田市	京田	四丁目	1-20	公衆用道路	公衆用道路	655.00	
		22	酒田市	京田	四丁目	1-21	公衆用道路	公衆用道路	51.00	
		23	酒田市	京田	四丁目	1-22	公衆用道路	公衆用道路	591.00	
		24	酒田市	京田	四丁目	1-23	公衆用道路	公衆用道路	363.00	
		25	酒田市	京田	四丁目	1-24	公衆用道路	公衆用道路	874.00	
		26	酒田市	京田	四丁目	1-25	公衆用道路	公衆用道路	66.00	
		27	酒田市	京田	四丁目	1-26	公衆用道路	公衆用道路	186.00	
		28	酒田市	京田	四丁目	1-27	雑種地	雑種地	0.99	消火栓敷地
		29	酒田市	京田	四丁目	1-28	雑種地	雑種地	0.99	消火栓敷地
		30	酒田市	京田	四丁目	1-29	雑種地	雑種地	1.00	消火栓敷地
		31	酒田市	京田	四丁目	1-30	雑種地	雑種地	1.00	消火栓敷地
		32	酒田市	京田	四丁目	1-31	用悪水路	用悪水路	32.00	
		33	酒田市	京田	四丁目	1-32	用悪水路	用悪水路	28.00	土地改良区
		34	酒田市	京田	四丁目	1-33	用悪水路	用悪水路	1.89	土地改良区
		35	酒田市	京田	四丁目	1-34	用悪水路	用悪水路	2.01	土地改良区
		36	酒田市	京田	四丁目	1-35	宅地	宅地	975.14	分譲済
		37	酒田市	京田	四丁目	2-1	宅地	宅地	4,249.74	分譲済
		38	酒田市	京田	四丁目	2-2	宅地	宅地	4,270.51	分譲済
		39	酒田市	京田	四丁目	2-3	宅地	宅地	4,282.25	分譲済
		40	酒田市	京田	四丁目	2-4	用悪水路	用悪水路	19.00	分譲済
		41	酒田市	京田	四丁目	2-5	用悪水路	用悪水路	30.00	分譲済
		42	酒田市	京田	四丁目	2-6	用悪水路	用悪水路	18.00	分譲済
		43	酒田市	京田	四丁目	2-7	公衆用道路	公衆用道路	2,374.00	
		44	酒田市	京田	四丁目	2-8	公衆用道路	公衆用道路	1,820.00	
		45	酒田市	京田	四丁目	2-9	公衆用道路	公衆用道路	6,514.00	
		46	酒田市	京田	四丁目	2-10	公衆用道路	公衆用道路	3,348.00	
		47	酒田市	京田	四丁目	2-11	公衆用道路	公衆用道路	1,158.00	
		48	酒田市	京田	四丁目	2-12	公衆用道路	公衆用道路	563.00	
		49	酒田市	京田	四丁目	2-13	公衆用道路	公衆用道路	925.00	
		50	酒田市	京田	四丁目	2-14	公衆用道路	公衆用道路	811.00	

地区名	団地名	No.	所 在				地 目		面 積 (㎡)	備 考
			市町村	大 字	字	地 番	公 簿	現 況		
酒田工業等導入地区	酒田京田西工業団地	51	酒田市	京田	四丁目	2-15	公衆用道路	公衆用道路	241.00	
		52	酒田市	京田	四丁目	2-16	公衆用道路	公衆用道路	1,153.00	
		53	酒田市	京田	四丁目	2-17	公衆用道路	公衆用道路	340.00	
		54	酒田市	京田	四丁目	2-18	公衆用道路	公衆用道路	567.00	
		55	酒田市	京田	四丁目	2-19	公衆用道路	公衆用道路	548.00	
		56	酒田市	京田	四丁目	2-20	用悪水路	用悪水路	504.00	
		57	酒田市	京田	四丁目	2-21	用悪水路	用悪水路	271.00	
		58	酒田市	京田	四丁目	2-22	用悪水路	用悪水路	74.00	
		59	酒田市	京田	四丁目	2-23	用悪水路	用悪水路	29.00	
		60	酒田市	京田	四丁目	3-1	宅地	宅地	3,800.78	
		61	酒田市	京田	四丁目	3-2	宅地	宅地	3,607.89	
		62	酒田市	京田	四丁目	3-3	宅地	宅地	3,650.02	
		63	酒田市	京田	四丁目	3-4	宅地	宅地	3,658.64	
		64	酒田市	京田	四丁目	3-5	宅地	宅地	3,645.08	
		65	酒田市	京田	四丁目	3-6	宅地	宅地	3,650.21	
		66	酒田市	京田	四丁目	4-1	宅地	宅地	7,831.31	
		67	酒田市	京田	四丁目	4-2	宅地	宅地	7,800.28	
		68	酒田市	京田	四丁目	4-3	宅地	宅地	7,800.06	
		69	酒田市	京田	四丁目	4-4	用悪水路	用悪水路	33.00	
		70	酒田市	京田	四丁目	4-5	用悪水路	用悪水路	219.00	
		71	酒田市	京田	四丁目	4-6	公衆用道路	公衆用道路	61.00	
		72	酒田市	京田	四丁目	5-1	宅地	宅地	6,889.72	分譲済
		73	酒田市	京田	四丁目	5-2	宅地	宅地	7,000.05	分譲済
		74	酒田市	京田	四丁目	6-1	宅地	宅地	9,869.37	分譲済
		75	酒田市	京田	四丁目	6-2	用悪水路	用悪水路	51.00	分譲済
		76	酒田市	京田	四丁目	6-3	雑種地	雑種地	201.00	緑地・防火水槽
		77	酒田市	京田	四丁目	6-4	用悪水路	用悪水路	6.80	
		78	酒田市	京田	四丁目	7-1	宅地	宅地	4,574.36	分譲済
		79	酒田市	京田	四丁目	7-2	用悪水路	用悪水路	26.00	分譲済
		80	酒田市	京田	四丁目	7-3	用悪水路	用悪水路	20.00	分譲済
		81	酒田市	京田	四丁目	8-1	宅地	宅地	3,104.03	分譲済
		82	酒田市	京田	四丁目	8-2	宅地	宅地	3,068.21	分譲済
		83	酒田市	京田	四丁目	8-3	宅地	宅地	2,118.20	
		84	酒田市	京田	四丁目	8-4	宅地	宅地	2,103.57	
		85	酒田市	京田	四丁目	8-5	宅地	宅地	931.81	分譲済
		86	酒田市	京田	四丁目	8-6	宅地	宅地	946.95	分譲済
		87	酒田市	京田	四丁目	9-1	宅地	宅地	1,598.40	分譲済
		88	酒田市	京田	四丁目	9-2	宅地	宅地	2,556.03	
		89	酒田市	京田	四丁目	9-3	用悪水路	用悪水路	9.08	分譲済
		90	酒田市	京田	四丁目	9-4	用悪水路	用悪水路	15.00	
		91	酒田市	京田	四丁目	9-5	宅地	宅地	2,102.59	分譲済
							総計	227,252.96		

宅地	184,194.20
雑種地	4,430.98
公園	3,105.00
公衆用道路	34,134.00
用悪水路	1,388.78
総計	227,252.96

別紙－２ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

※ 網掛部分は受益地が広範囲に及ぶ事業である。

事業種目	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度	番号
西郷北部地区 経営体育成 基盤整備事業	303.0	6,728,000	区画整理 A=303.0ha	山形県	H21～H30	1
広野地区農業水利 施設保全合理化事業	750.0	8,892,000	区画整理 A=750.0ha	山形県	H24～H34	2
日向川地区 地域用水環境整備事業	5,130.0	510	小水力発電施設 N=1カ所	山形県	H26～H29	3
坂野辺地区 農地整備事業 (経営体育成型)	66.0	611,000	区画整理 A=66.0ha	山形県	H26～H31	4
酒田地区水田 畑地化基盤強化 対策事業	115.0	525,000	地下かんがい施設 A=115.0ha	山形県	H27～H31	5
農道橋りょう 延命化事業	50.0	61,434	橋りょう補修 N=1橋	酒田市	H28～H29	6
最上川下流沿岸地区 国営かんがい 排水事業	12,580.0	15,200,000	頭首工 N=2カ所 用水路工 L=31,700m 揚水機場 N=2カ所	国	H13～H26	7
赤川二期地区 国営かんがい 排水事業	10,054.0	14,900,000	頭首工 N=1カ所 用水路工 L=48,400m 水管理システム 1式	国	H22～H30	8
庄内砂丘地区農村 地域防災減災事業	173.0	1,479,000	排水路工 L=25,229.1m 排水機場 N=5カ所	山形県	H25～H31	9
京田川地区農村 地域防災減災事業	1,757.1	1,042,000	排水機場 N=5カ所	山形県	H26～H33	10
農地耕作条件 改善事業	5,591.0	25,000	排水路工 L=660.0m パイプライン工 1式	日向川土 地改良区	H28～H29	11
県営かんがい 排水事業	407.0	425,800	幹線用水路改修 L=1,740m	山形県	H28～H33	12
国営かんがい 排水事業(最上川 下流左岸地区)	6,510.0	16,100,000	排水機場 N=6カ所 排水路工 13路線 排水管理施設 1式	国	H29～H37	13
庭田吉田地区 農業集落排水事業	49.3	1,074,000	集落排水施設 処理有 1処理区 管路 L=11,500m	酒田市	H18～H22	14
浜中地区 農業集落排水事業	88.7	1,446,000	集落排水施設 処理有 1処理区 管路 L=14,000m	酒田市	H21～H25	15
宮内地区 農業集落排水 機能強化対策事業	23.9	199,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=3,000m	酒田市	H21～H23	16
上野曾根・刈穂城輪 地区農業集落排水 機能強化対策事業	65.8	317,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=12,000m	酒田市	H25～H28	17
関地区 農業集落排水 機能強化対策事業	38.7	202,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=7,900m	酒田市	H28～H31	18
中平田地区 農業集落排水 機能強化対策事業	63.5	30,000	マンホール改修 N=1式	酒田市	H29～H30	19

事業種目	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度	番号
本楯地区 農業集落排水 機能強化対策事業	55.7	388,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=8,200m	酒田市	H36~H38	20
漆曾根地区 農業集落排水 機能強化対策事業	52.3	251,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=7,600m	酒田市	H38~H40	21
八幡地区水田 畑地化基盤 強化対策事業	33.9	123,000	地下かんがい施設 A=33.9ha 客土 A=10.2ha 土壌改良 A=33.0ha	山形県	H26~H29	22
八幡南部地区 農業集落排水 機能強化対策事業	53.8	223,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=10,200m	酒田市	H25~H27	23
升田地区 農業集落排水 機能強化対策事業	19.6	136,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=3,300m	酒田市	H27~H29	24
青沢地区 農業集落排水 機能強化対策事業	9.3	96,700	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=1,800m	酒田市	H32~H34	25
松山南部地区 農業集落排水 機能強化対策	32.0	225,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=5,200m	酒田市	H24~H26	26
成興野地区 農業集落排水 機能強化対策	10.2	63,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=2,100m	酒田市	H28~H30	27
備畑地区 農地整備事業 (経営体育成型)	28.0	486,000	区画整理 A=28.0ha	山形県	H27~H31	28
本溝地区 農村地域防災減災事業	21.1	250,000	用水路工 L=1,109m 放水工 L=126m	山形県	H28~H34	29
檜橋地区 農業集落排水 機能強化対策事業	13.0	106,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=2,500m	酒田市	H21~H22	30
山谷円道 農業集落排水 機能強化対策事業	61.4	190,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=6,700m	酒田市	H23~H24	31
本宮備畑地区 農業集落排水 機能強化対策事業	36.0	192,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=7,300m	酒田市	H27~H30	32
元田沢 農業集落排水 機能強化対策事業	20.0	159,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=3,000m	酒田市	H33~H35	33
飛鳥砂越・郡鏡地区 農業集落排水 機能強化対策事業	205.6	287,000	集落排水処理施設改修 1処理区 管路補修 L=24,200m	酒田市	H26~H29	34

別紙－3 周辺における既存企業の立地状況

	企 業 名	所 在 地	従業者数	主要製品・業務内容
1	株式会社アライドマテリアル 酒田製作所	酒田市十里塚字村東山 398-16	420	非鉄金属、金属製品、電子・電気、半導体、精密機器
2	花王株式会社 酒田工場	酒田市大浜2-1-8	512	紙おむつ、入浴剤、シート類（制汗、パック、温熱）
3	株式会社小松写真印刷	酒田市京田2-59-3	145	印刷・製本、企画・編集制作、出版、広告代理、広告・CM制作、映像制作 等
4	株式会社斎藤農機製作所	酒田市両羽町332	141	農業機械、一般機械機器
5	酒田米菓株式会社	酒田市両羽町2-24	59	米菓（せんべい）
6	TDK庄内株式会社 酒田工場	酒田市宮海字明治99-19	680	コモンモードフィルタ、電源用薄膜コイル
7	東北エプソン株式会社	酒田市十里塚字村東山 166-3	2,240	半導体、インクジェット製品（プリンタヘッド等）、業務用ラベルプリンター
8	東北東ソー化学株式会社	酒田市大浜1-4-16	140	苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、高度晒し粉、塩素、ITO粉、PAC 等
9	東北日本ハム株式会社	酒田市広栄町3-1	263	ハム、ソーセージ、アレルギーケア食品（米粉パン）
10	日本重化学工業株式会社 酒田事業所	酒田市大町1-4-63	74	ソフトフェライト仮焼粉、セラミック製品、レアアースのメタル化
11	株式会社平田牧場	酒田市みずほ2-17-8	660	畜肉（豚・牛）生産、食肉加工
12	株式会社プレステージ・インターナショナル 山形BPOガーデン	酒田市京田4-1-1	428	ロードアシスト事業、プロパティアシスト事業、インシュアランスBPO事業、カスタマーサポート事業 等
13	株式会社本間ゴルフ 酒田工場	酒田市宮海字中砂畑 27-18	368	ゴルフクラブ
14	前田製管株式会社	酒田市上本町6-7	509	コンクリート製品、土木工事、建築工事
15	松岡株式会社	酒田市字仲町20	280	航空機部品、金型、絹糸

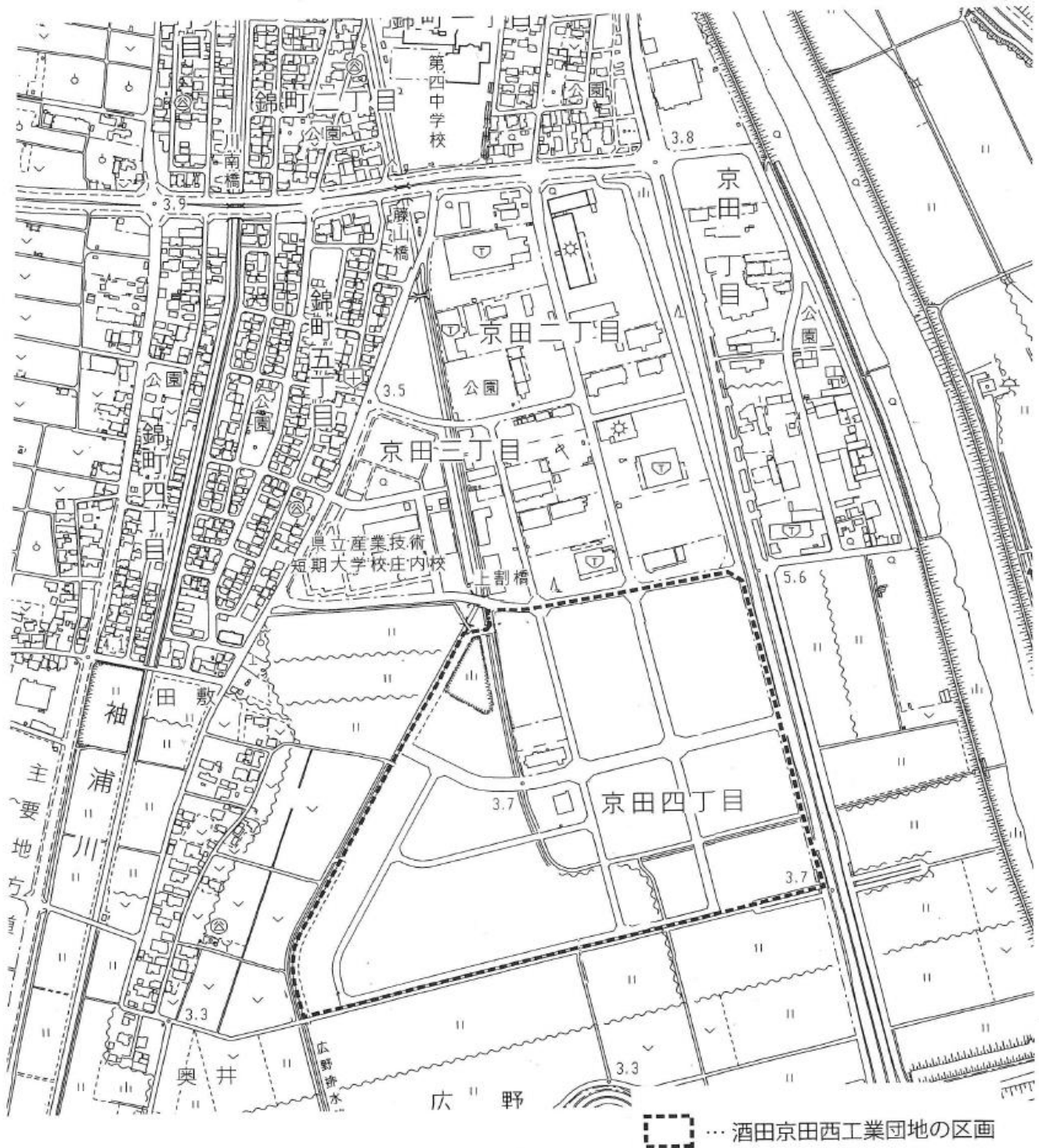
別紙－4 立地条件表

立地条件表					令和 元 年 5 月調査				
工業等導入地区の名称					酒田工業等導入地区				
造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名)				
売却可能面積	55,140 m ²	m ²	m ²	m ²	酒田市土地開発公社				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月					
売却 (予定)	7,190 ~				(主たる土地所有者名)				
価 格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	酒田市				
地盤・地質	(1) 地質				第 種 第 2 種				
	(2) 地耐力 (N値)				40				
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ				10 m				
用水・排水 条 件	(1) 海水利用の可否 (内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する番号を○で囲む)				<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">可</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table>	可	否	1	2
可	否								
1	2								
	(2) 工業用水道が使用できる場合								
	工業用水道事業名	利用可能年月	価格						
		年 月	円/m ³						
	(A) 使用可能量 (余裕水量)				m ³ /日				
	(3) 地下水が利用できる場合								
	水	質	m ³ /日						
	(成分及びppm)								
	(B) 取水可能量 (安全揚水量)				m ³ /日				
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合								
	水	質	m ³ /日						
	(成分及びppm)								
	(水源名)								
	(C) 既得水利権を控除した取水可能量				m ³ /日				
	(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量)								
	(D) 淡水取水可能量				m ³ /日				

用水・排水 条 件	<p>(6) 上水道が利用できる場合 (計画を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>上水道事業名</td> <td>利用可能年月日</td> <td>価格</td> <td>使用可能量 (余裕水利用)</td> </tr> <tr> <td>酒田市上水道</td> <td>昭和48年 4月 日</td> <td>300 円/㎡</td> <td>5,000 ㎡/日</td> </tr> </table> <p>(7) 排水条件</p> <table border="1"> <tr> <td>種 別</td> <td>C 種</td> </tr> <tr> <td>排水先</td> <td>水域名 京田川</td> </tr> </table>	上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量 (余裕水利用)	酒田市上水道	昭和48年 4月 日	300 円/㎡	5,000 ㎡/日	種 別	C 種	排水先	水域名 京田川																				
上水道事業名	利用可能年月日	価格	使用可能量 (余裕水利用)																														
酒田市上水道	昭和48年 4月 日	300 円/㎡	5,000 ㎡/日																														
種 別	C 種																																
排水先	水域名 京田川																																
輸送条件	<p>(1) 主要道路への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>最寄国道</td> <td>7 号まで</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>日本海東北自動車道</td> <td>酒田 I. C. まで</td> <td>500 m</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(鉄道名・線名)</td> <td>(駅名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新幹線</td> <td>山形新幹線</td> <td>新庄 駅</td> <td>50,000 m</td> </tr> <tr> <td>通勤駅</td> <td>J R 羽越本線</td> <td>酒田 駅</td> <td>5,000 m</td> </tr> </table> <p>専用引込線敷設の可否 (専用引込線)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>(該当する番号を○で囲む)</td> <td>1</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>最寄港湾埠頭 (公共埠頭)</td> <td>(水深)</td> </tr> <tr> <td>(港名) 酒田 港</td> <td>6,000 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 m</td> </tr> </table> <p>(4) 最寄空港への距離</p> <table border="1"> <tr> <td>庄内 空港</td> <td>5,000 m</td> </tr> </table>	最寄国道	7 号まで	0 m	日本海東北自動車道	酒田 I. C. まで	500 m		(鉄道名・線名)	(駅名)		新幹線	山形新幹線	新庄 駅	50,000 m	通勤駅	J R 羽越本線	酒田 駅	5,000 m		可	否	(該当する番号を○で囲む)	1	②	最寄港湾埠頭 (公共埠頭)	(水深)	(港名) 酒田 港	6,000 m		13 m	庄内 空港	5,000 m
最寄国道	7 号まで	0 m																															
日本海東北自動車道	酒田 I. C. まで	500 m																															
	(鉄道名・線名)	(駅名)																															
新幹線	山形新幹線	新庄 駅	50,000 m																														
通勤駅	J R 羽越本線	酒田 駅	5,000 m																														
	可	否																															
(該当する番号を○で囲む)	1	②																															
最寄港湾埠頭 (公共埠頭)	(水深)																																
(港名) 酒田 港	6,000 m																																
	13 m																																
庄内 空港	5,000 m																																
電力条件	<p>(1) 工業等導入地区に最も近い 変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <table border="1"> <tr> <td>6 KV</td> </tr> </table> <p>(2) 変電所等への距離 (変電所名)</p> <table border="1"> <tr> <td>工業等導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。</td> <td>1</td> <td>東北電力 酒田変電所 (260,000 KVA)</td> <td rowspan="2">0 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②</td> <td>(引込可能高圧線 6 KVA)</td> </tr> </table>	6 KV	工業等導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。	1	東北電力 酒田変電所 (260,000 KVA)	0 m		②	(引込可能高圧線 6 KVA)																								
6 KV																																	
工業等導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。	1	東北電力 酒田変電所 (260,000 KVA)	0 m																														
	②	(引込可能高圧線 6 KVA)																															
都市機能	<p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口5万都市 (都市名)</p> <table border="1"> <tr> <td>酒田市</td> <td>2.5 km</td> </tr> </table> <p>(2) 最寄人口20万都市</p> <table border="1"> <tr> <td>山形市</td> <td>120 km</td> </tr> </table>	酒田市	2.5 km	山形市	120 km																												
酒田市	2.5 km																																
山形市	120 km																																

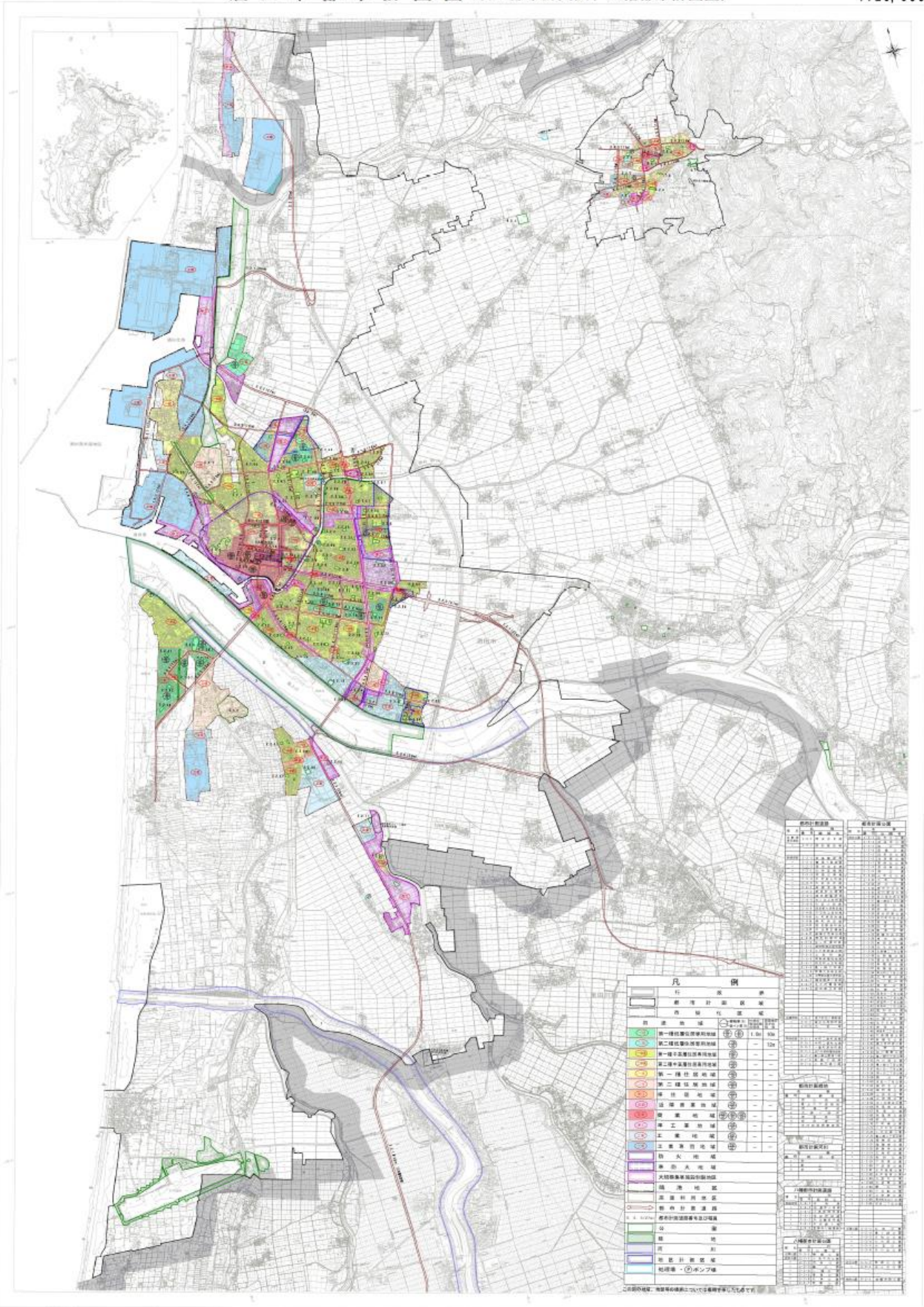
<p>人口 指定地域</p>	<p>(1) 工業等導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 人</p> <p>(2) 工業等導入地区所在地域の人口</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p>(通勤圏に入る数市町村)</p> <p>山形県 酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町、 新庄市、真室川町、戸沢村、鮭川村</p> <p>秋田県 にかほ市</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 35%;"> <p>(関係市町村合計人口)</p> <p style="text-align: center;">人</p> </div> </div>
<p>その他</p>	

酒田京田西工業団地 の位置



酒田市都市計画図(酒田都市計画図、八幡都市計画図)

1:25,000



酒田市都市計画部 都市計画課

酒田市の都市計画に関する詳細な説明と、各区域の具体的な用途や規制についての記載がなされています。

酒田市の都市計画に関する詳細な説明と、各区域の具体的な用途や規制についての記載がなされています。

酒田市の都市計画に関する詳細な説明と、各区域の具体的な用途や規制についての記載がなされています。

付図1号 土地利用計画図(本所管内) 1/3

1:25

